

東京都再犯防止推進協議会実務者会議 組織運営要領

令和元年	11月15日	31	都安総都第657号
令和4年	4月1日	4	生安都第31号
令和4年	8月22日	4	生安都第412号
令和5年	7月21日	5	生安都第397号
令和6年	5月1日	6	生安都第137号
令和7年	3月25日	6	生総総第2818号
令和7年	4月28日	7	安総都第118号
令和7年	11月5日	7	安総都第588号
令和8年	5月21日	8	安総都第219号

(趣旨)

第1 この要領は、東京都再犯防止推進協議会設置要綱（令和元年11月15日付31都安総都第657号。以下「要綱」という。）第4第2項の規定に基づき、東京都再犯防止推進協議会実務者会議（以下「実務者会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2 実務者会議は、別表に掲げる者をもって組織する。なお、開催に際しては、取り扱う議題に関係する委員を招集する。
- 2 実務者会議に座長をおく。座長は、東京都都民安全総合対策本部治安対策担当部長の職にある者をもって充てる。
 - 3 座長は、実務者会議の会務を総理し、実務者会議を代表する。
 - 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けた時は、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。
 - 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、実務者会議の運営その他必要な事項は、座長が実務者会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和元年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 8月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 4月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月 5日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年 5月21日から施行する。

別表

座長	東京都 都民安全総合対策本部 治安対策担当部長
委員	東京都 都民安全総合対策本部 総合推進部 都民安全課長
委員	東京都 都民安全総合対策本部 総合推進部 共生社会担当課長
委員	東京都 都民安全総合対策本部 総合推進部 治安対策課長
委員	東京都 都民安全総合対策本部 総合推進部 若年支援事業課長
委員	東京都 住宅政策本部 住宅企画部 企画担当課長
委員	東京都 住宅政策本部 都営住宅経営部 管理制度担当課長
委員	東京都 福祉局 企画部 政策推進担当課長
委員	東京都 福祉局 生活福祉部 地域福祉課長
委員	東京都 福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課長
委員	東京都 保健医療局 企画部 政策推進担当課長
委員	東京都 保健医療局 都立病院支援部 連絡調整担当課長
委員	東京都 保健医療局 健康安全部 麻薬・医薬品安全対策専門課長
委員	東京都 産業労働局 雇用就業部 計画調整担当課長
委員	東京都 教育庁 企画部 教育政策課長
委員	警視庁 生活安全部 人身安全対策課 ストーカー・DV対策担当管理官
委員	警視庁 生活安全部 少年育成課 少年環境担当管理官

委員	警視庁 生活安全部 生活安全総務課 子ども・女性安全対策担当管理官
委員	警視庁 刑事部 暴力団対策課 暴力団第一排除担当管理官
委員	警視庁 刑事部 薬物銃器対策課 薬物銃器対策担当管理官
委員	東京地方検察庁 総務部 統括捜査官 (社会復帰支援担当)
委員	法務省 関東矯正管区 総務企画部 更生支援企画課長
委員	法務省 東京保護観察所 次長
委員	厚生労働省 東京労働局 職業安定部 職業対策課長
委員	中野区 地域支えあい推進部 地域活動推進課長
委員	八王子市 生活安全部 防犯課長
委員	瑞穂町 福祉部 福祉課長
委員	東京都保護司会連合会 代表者
委員	東京更生保護女性連盟 代表者
委員	東京更生保護施設連盟 代表者
委員	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	弁護士
委員	学識経験者